

成年後見	P2
民事信託(家族信託*)	P3
遺言書作成	P6
空き家対策	P7
名義変更・相続登記	P8
事業承継	P9
シニア世代の見守り、死後事務委任	P10

人生100年時代の 生前対策と相続手続き

司法書士法人アレクシア 福岡

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多東三丁目1番4号タカ福岡ビル3階

お問い合わせ TEL **092-483-0071** FAX 092-483-0061
相談予約 メール info@a-lexia.jp
ホームページ <https://a-lexia.jp/>



行政書士法人みらいリレーション 福岡

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多東三丁目1番4号タカ福岡ビル3階

092-710-4073

<https://mirairelation.jp/>

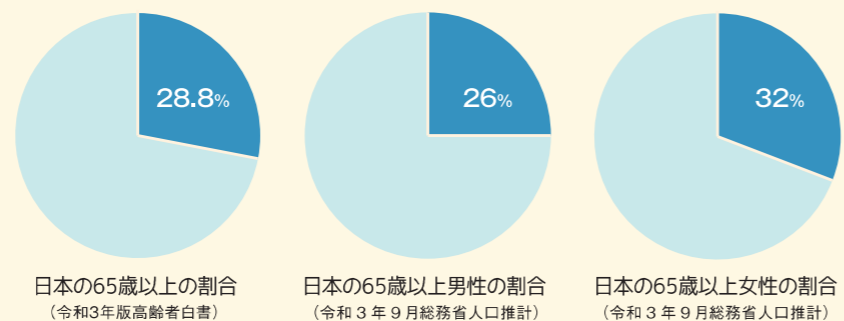


親世代も子世代も。

相続対策は、人生100年を安心して生きる準備です。

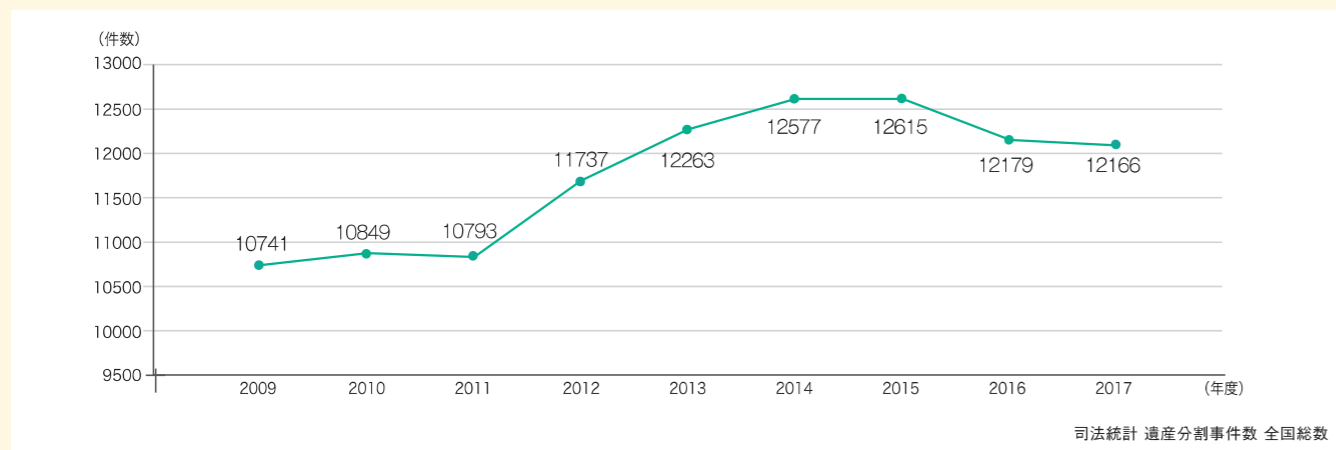
高齢化社会の進展と認知症の増加。

超高齢化社会を迎えた日本。2020年10月の統計によれば、全人口に対する65歳以上の人口はすでに28.8%を占めています。全人口に対する65歳以上の男性は26%、女性の割合は32%。3人に1人が65歳以上という社会が目前に迫ってきているのです。誰しも「いつまでも元気で充実した人生を送りたい」「家族に迷惑をかけたくない」と思うものですが、厚生労働省は、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症という推計を出しています。その時、家は？財産は？事業は？家族の生活資金は？対策は、親世代にも、子世代にも切実な問題です。



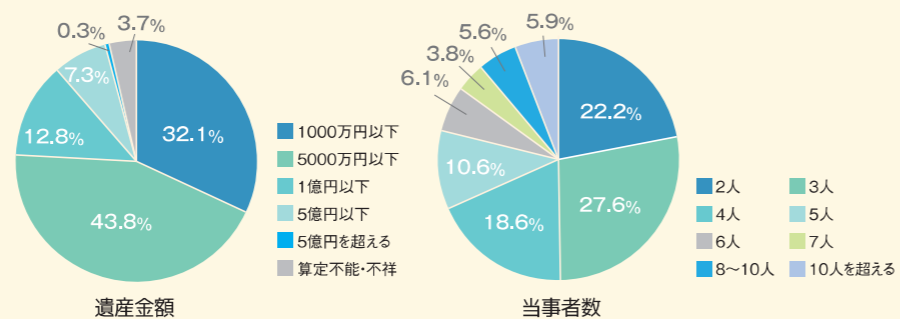
相続トラブルは、身近な問題です。

裁判所が取り扱った遺産分割事件の件数の推移を見ると、10年前と比べて日本の人口は減少しているにもかかわらず、事件の件数は現在のほうが明らかに多くなっていることがわかります。



遺産分割事件で認容および調停が成立した事件のうち4分の3は遺産の価額が5,000万円以下。

遺産分割の当事者が4人以下、3人以下といった家庭が50%以上を占めていますので、一般的な家庭でも、相続問題は起こりうると考えておいたほうがよいでしょう。

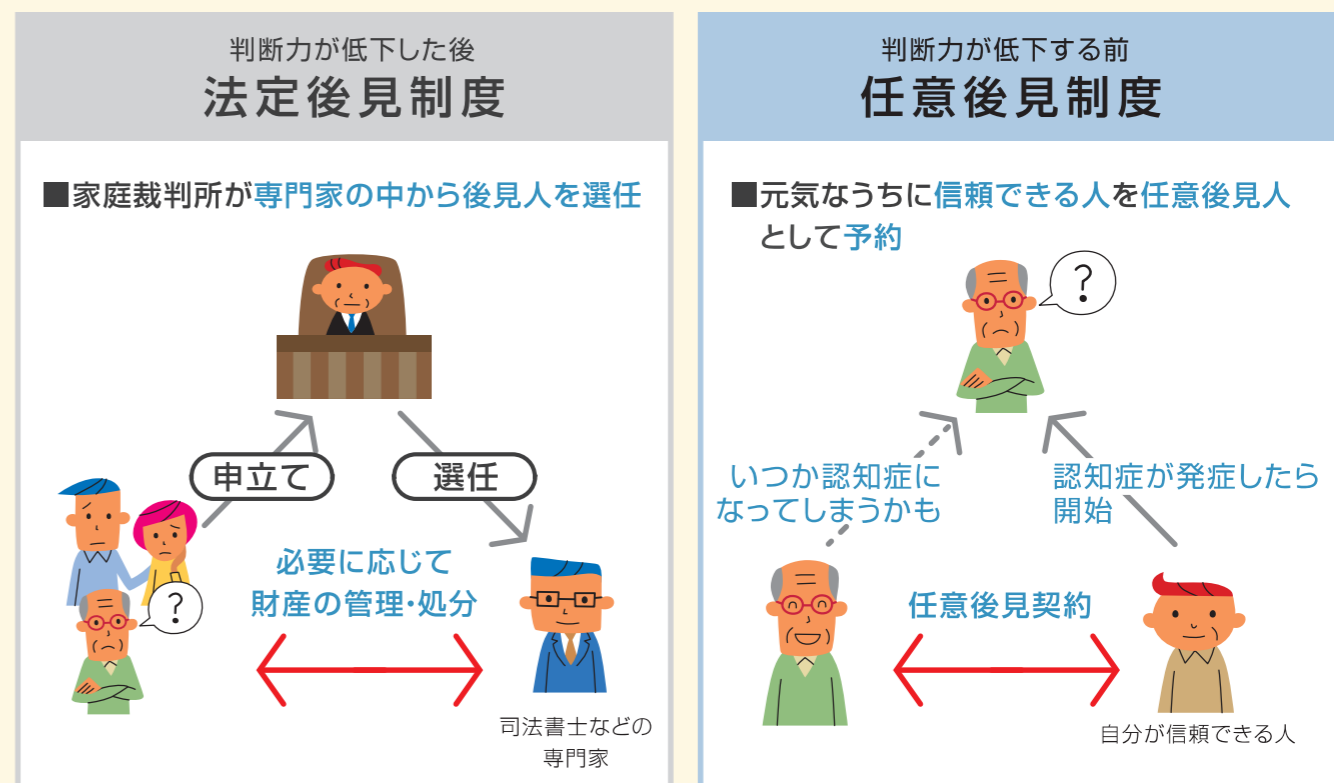


私たちがお手伝いできること

1. 成年後見

「成年後見制度」は、認知症などで判断能力が不十分となった時に、「その人を援助する人＝後見人など」を決めておく制度です。後見人は、財産の管理・処分、介護施設への入所手続きや医療行為についての同意や判断を本人に代わって行うことができます。

成年後見制度は、大きく2種類に分けられます。ひとつは、「法定後見制度」。すでに判断能力が不十分な状態に陥っている方に対して、裁判所が選任した後見人などが支援を行う制度です。もうひとつは、「任意後見制度」。こちらは、判断力が落ちる前に自分で任意後見人を決めて契約を結び、判断力が落ちた後に支援が始まります。



<後見人ができること>

- 通帳、不動産の権利証、実印などの重要書類の保管
- 施設入所契約
- 財産の管理・処分
- 遺産分割協議 など
- 本人が利用可能な福祉サービスの受給申請・保険証の交付申請等

2. 民事信託(家族信託®)

今、認知症対策、生前対策として注目を集めているのが民事信託(家族信託®)です。民事信託は、自分が信頼する相手に、財産の管理・運用・処分まで幅広く任せられる制度です。

大きく分けると、不動産など特定の資産を活用したい場合は民事信託を、身のまわりの世話が中心の場合は任意後見をお勧めしています。

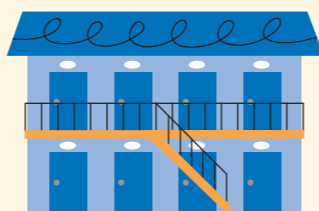
<こんな方には民事信託がおすすめ>

- 自分の財産を、自分の判断能力が低下した後や死後にも有効活用してもらいたい方
- 子の嫁など、傍系親族に財産を承継させたくない方
- 障がいを持つ子があり、その行く末が心配な方
- 株式を後継者に継承させたいが、まだ経営からは退きたくない方
- 次世代だけではなく、次々世代以降も財産の承継先を決めておきたい方

民事信託の活用例 1

収益不動産を元気なうちに子どもに託す

賃貸アパートなどの収益不動産を所有している場合、認知症などで判断能力を無くすと、リフォームや新しい契約などはできなくなり、いわゆる「資産凍結」になります。成年後見を利用しても、当該不動産の「維持管理」以外の行為は認められにくくなります。民事信託を活用し、「信託」を原因として名義を子どもに変更し、運用管理を託せば、収益不動産の運用を滞りなく行うことができ、資産凍結を防いで、当該不動産からの収益は親の老後資金や生活費に充てることができます。



民事信託の活用例 2

自宅を元気なうちに子どもに託す

民事信託を活用して自分が住んでいる家を子どもに託せば、自分の判断能力が衰えた後でも財産が凍結されず、子どもにその家を賃貸などで運用してもらうことも、売却してもらうこともできます。運用や売却で得たお金を親の高齢者施設の入居費や生活費に充てることも可能です。また、定期的に親に金銭を支給する設計にすることもできます。



民事信託の活用例 3

財産を予め指定した者に順次継承させる

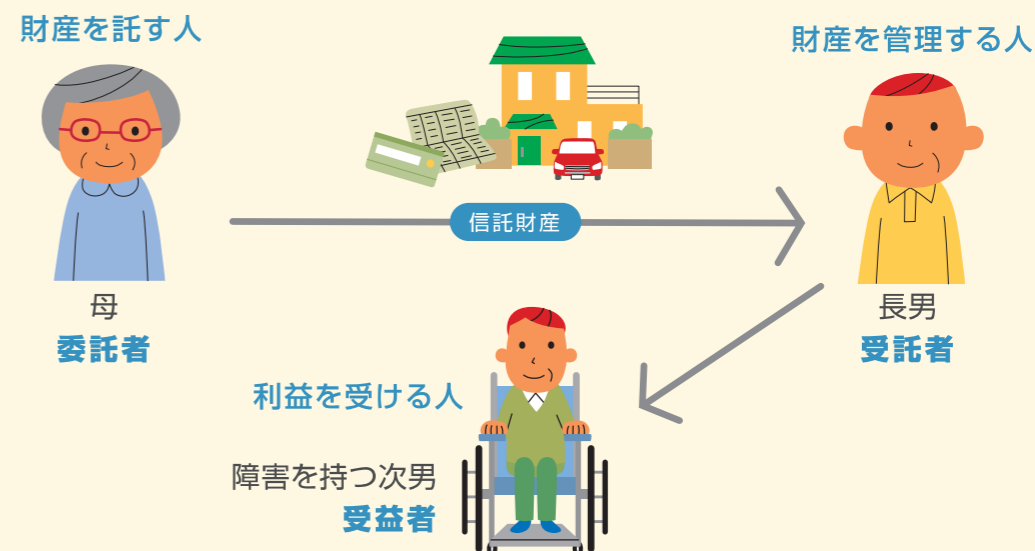
遺言は一代限りですが、民事信託は二次相続以降も受益者を指定することができます。無期限にというわけではなく、設定後30年経過した時点での受益者の死亡によって受益権を獲得した者まで、契約は効力を発します。この仕組みを利用して、たとえば、子どもがいない夫婦で、夫の死亡後には妻、その妻が亡くなった後は夫の直系の甥に財産を継いでもらうといった設計にすることもできます。



民事信託の活用例 4

親なき後、重い障がいを持つ子どもの生活を支える

障がいを持つ子どもの兄弟他、信頼できる第三者を受託者とし、障がいを持つ子どもを受益者とする契約を結び、受託者から受益者に定期的にお金を交付することができます。障がいを持つ子どもが亡くなった後は、受託者となった兄弟に障がいを持つ子どもの遺産を受け継ぐ、また、お世話になった施設に遺産を寄付するといった契約を組むことも可能です。



民事信託の活用の一例を挙げましたが、この他にも、本人亡き後は内縁の妻に財産を譲り、その妻も亡くなった後は任意の団体に財産を寄付する設計や、遺産が再婚者に渡るため、子どもに再婚を反対されている方の事態の打開など、多様な目的に合わせて柔軟に組めるのが民事信託です。

財産管理における成年後見と民事信託の違い

	法定後見	任意後見	民事信託
契約期間	本人の判断能力が衰えた後、裁判所が後見人を選任した後に効力を発動。	本人の判断能力が衰える前に後見契約を行い、判断能力が衰えた後に効力を発動。	本人の判断能力が衰える前に信託契約を行い、開始する時期は本人が決定できる。
契約を結ぶ相手	親族が後見人と認められるのは3割程度。残り7割は裁判により選任された司法書士等の専門家。	本人から契約により依頼された後見人。親族も後見人になることができる。	制約なし。
できること	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の代理 ●通帳・不動産など重要書類の保管 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産分割協議 ●不動産の管理など 	<ul style="list-style-type: none"> ●不動産、現金などの財産の管理・運用・処分
制限	金銭の使用目的は、本人の健康や生活の維持、資産の維持のためという用途制限があるので、財産の積極的な活用は難しい。		身上監護権がないので入院手続きや施設入居手続きはできない。ただし、受託者が子どもや孫であれば、身上監護もできる。
費用	<ul style="list-style-type: none"> ●司法書士・弁護士などの専門職後見人を付けた場合、月単位でランニングコストが発生。年間30~50万円*程度 ●任意後見で親族が後見人となり報酬が無償の場合でも任意後見監督人の費用として月単位のランニングコストが発生。年間12万円*程度 		多角的な法律の知識が必要でありプラン設計が必要なため、数十万円程度の初期費用が発生。毎月のランニングコストは不要。

*金額は目安です

3. 遺言書作成

遺言書を書くことで、相続トラブルを事前に回避できるのはもちろん、大切な人に自分の想いを届けることができ、自分の気持ちの整理にもつながります。

遺言書には、遺言者が手書きで作成する自筆証書遺言と、公証人が作成する公正証書遺言があります。

※他に機密証書遺言がありますが、一般的に活用されていません。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本文を自筆で書く。 <small>(財産目録はパソコン、ワープロでの作成可能。不動産登記事項証明書、通帳のコピーの添付可能)</small>	立会人を2名付け、公証役場へ出向き、公証人に内容を伝えて作成する。
保管場所	自宅保管が多い。 <small>(2020年7月10日以降は、法務局で保管できるようになる)</small>	公証役場。
比較	自分で作成するため、要件を満たさず無効になるケースがある。自宅保管されることが多いため、紛失や改ざんのリスクがある。 <small>(2020年7月10日以降、法務局で保管する遺言は法務局が形式をチェックする)</small>	公証人が作成するため無効になるリスクが少ない。公証役場で保管するため改ざん、紛失の恐れがない。

<このような方は、ぜひ遺言書のご用意を>

子どもがいない

仮に夫が亡くなって子どもがいない場合、相続人は妻と亡くなった夫の親となります。親がすでに死亡している場合は、妻と夫の兄弟。このような場合は、妻を相続トラブルから守る予防策として遺言書を作成しておきましょう。

離婚・再婚をしていて家族構成が複雑

離婚で親権は元の配偶者に渡し、縁が完全に切れたとしても、前妻との間に設けた子どもには相続する権利があります。このような場合は、遺言書の作成をすることで相続人の負担を少しでも軽減しましょう。

内縁の妻(夫)に遺産を相続させたい

内縁の妻(夫)は法定相続人ではなく、財産を相続する権利はありません。財産を残したいのであれば遺言書が必要になります。

認知した子どもや、隠し子がいる

家庭の外で設けた子どもがいるケースは相続トラブルが起こりがちです。

社会貢献団体などに財産を遺贈したい

遺言書を残す以外にそれを行う方法はありません。

相続人に、法定相続分と異なる割合で相続させたい

法律で決められた遺産分割割合よりも、遺言書の内容が優先されます。

トラブル3. 相続登記を放置したことで、兄弟の負債分を差し押さえされる

民法改正により、特定の相続人が法定相続分を超えて相続財産を取得した場合、登記手続きをして、名義変更をしておかないと、法定相続分を超える財産の取得については第三者に権利を主張することができなくなりました。たとえば、親の遺言で長女が自宅を相続したものの名義変更を放置し、自宅を自分名義にしておらず、一方、弟である長男は借金を抱えていて、長男の債権者は長男から貸金を回収したいと考えていたとします。この場合、長女が相続した不動産の内、法定相続分を超えている分については、債権者は差し押さえることができます。相続した不動産の登記は、速やかに済ませましょう。



6. 事業承継

個人の相続の生前対策と同様に、事業承継も早くから対策を立てておくことが成功の秘訣です。考えてはいるものの実際に取り組めていないという経営者様は、ぜひお話をお聞かせください。私たちは、税理士事務所と連携し、経営者様ならびに後継者様、従業員の皆様を幸せにする事業承継のお手伝いをさせていただきます。

事業承継対策では、大きく分けて以下の3つの問題点を解決する必要があります。

人の対策



後継者を誰にするのか、どう育成するのか。

資本の対策



株をどうするか、どう動かすか。

税金の対策



どうしたら節税できるのか、納税準備金が用意できるのか。

7. シニア世代の見守り、死後事務委任

「自分に何かあった時、誰に頼めばいいのか」。身近に連絡を取り合う子どもや親戚がおらず、「孤独死したらどうしよう」、「自分が死んだ後の手続きはどうすればいいのか...」。そのような不安を抱えている方が多くいらっしゃいます。

人生100年時代を安心して生きるために、活用を検討していただきたいのが、「見守り契約」と「死後事務委任契約」です。見守り契約や死後事務委任契約を結ぶ相手に決まりはありません。しかし、トラブル対応や法的な知見が必要になることがありますので、司法書士、行政書士、弁護士など法律知識のある専門家と契約するケースが一般的です。

認知症などで判断力を無くした時の、財産の管理や契約の代行に関しては、成年後見、民事信託のページをご参照ください。



私たちにできる問題解決法

見守り緊急連絡先	代理人としてサポート	任意後見契約発動	死後事務の実行
<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡などの場合、連絡を受け、病院などに行きます。 様子に変化がないかを定期的に確認します。 	<ul style="list-style-type: none"> 依頼に応じて、貴重品の預かりやお金の引き出し、支払いなどを行います。 将来、空き家になる家の活用もサポートします。 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人として、ご本人に代わり財産管理、支払いを裁判所の監督のもとに行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 葬儀、供養の手配、家の片づけ、支払い、残った財産の相続人(遺言)への引渡しを行います。